

令和5年度 第1回 芦屋市指定管理者選定・評価委員会

(海浜公園有料公園施設等) 会議要旨

日 時	令和5年5月8日(月) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所東館3階中会議室 (Web会議システムによるリモート会議も併催)
出 席 者	委員長 倉本 宜史 委 員 豊田 孝二 藤川 千代 市出席者 三柴DX行革推進課主幹 井上DX行革推進課主査 山下DX行革推進課課員 事 務 局 高橋スポーツ推進課長 木田スポーツ推進課係長
欠席者	副委員長 和田 由佳子 委 員 山本 達三 市出席者 上田企画部長 事 務 局 田嶋社会教育室長
事 務 局	スポーツ推進課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) スポーツ推進課長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長互選・副委員長の指名
- (6) 会議運営に関する説明等
- (7) 議題
 - ① 募集要項・業務仕様書について
 - ② 審査要領・選定基準について
- (8) 次回以降の委員会日程について
- (9) 閉会

2 提出資料

資料1 委員名簿

- 資料 2 募集要項 (案)
- 資料 3 業務仕様書 (案)
- 資料 4 審査要領 (案)
- 資料 5 選定基準 (案)
- 資料 6 海浜公園有料公園施設、朝日ヶ丘公園有料公園施設位置図
- 資料 7 令和 3 年度外部評価表

3 会議経過

(1)開会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今より第 1 回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（海浜公園有料公園施設等）を開催させていただきます。

(2)委嘱状交付

事務局： 委嘱すべき委員がリモート参加であるため事前に郵送で交付したことを説明。

(3)スポーツ推進課長あいさつ

-----スポーツ推進課長あいさつ-----

(4)出席者自己紹介

-----出席者自己紹介-----

(5)委員長互選・副委員長の指名

事務局： 芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第 3 条により、委員長は委員の互選によって定めることとなっており、また、副委員長は委員長が指名することになっております。委員長につきまして、いかがいたしましょうか。

豊田委員： 倉本委員にお願いするのはいかがでしょうか。

事務局： 委員の皆様いかがでしょうか。

-----異議なしの声-----

事務局： それでは倉本委員、委員長への就任よろしくお願ひいたします。
倉本委員長より副委員長の指名をお願ひいたします。

委員長： 副委員長は、和田委員にお願いしたいと思ひます。

-----異議なしの声-----

事務局： ただいまご指名のありました、和田委員に副委員長をお願ひいたします。

それではこの後の議事進行につきましては、委員長にお願いいたします。倉本委員長、よろしくお願いいたします。

(6)会議運営に関する説明等

委員長： では、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願いします。

事務局： 本日は委員定数5名中3名のご出席をいただいております。過半数のご出席がございますので、本委員会は成立しております。

委員長： 次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局： 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、公開することで、募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため、非公開とすべきと考えております。

委員長： 事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

-----異議なし-----

委員長： それでは、会議を非公開に決定します。
次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

委員長： ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

-----質問・意見なし-----

委員長： それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

(7)議題

ア 募集要項・業務仕様書について

委員 長： それでは、本日の議題であります、「募集要項・業務仕様書」について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 募集要項・業務仕様書について説明

委員 長： 説明は終わりました。ご質問があればお願いします。

藤川委員： 募集要項・3 業務内容・(1) 業務内容・エ その他の業務・(ア) B&G財団に関する業務・a に無償譲渡契約書の譲渡条件を履行するように書いてありますが、募集要項や仕様書に譲渡条件について書いてありますか。

事 務 局： 直接、募集要項や仕様書には書いていませんが、仕様書に別添資料として添付する予定です。

藤川委員： 募集要項・6 指定管理候補者選定の基準等・(3) 選定基準・カ 収支計画で予定価格について触れていますが、指定管理料と修繕積立金についての説明が必要だと思います。

事 務 局： 検討します。

藤川委員： 募集要項・様式2・(8) 収支計画（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の支出の項目を募集要項・7 指定及び協定の締結・(4) 収支計画・ア 負担区分の項目と合わせた方が良いと思います。

事 務 局： 修正します。

藤川委員： 当該施設は、利用者数が好調と判断して良いのか、改善が必要なのか教えてください。

事 務 局： 利用者数は好調ですので、引き続き現状を維持できるように提案していただければと考えています。

委員 長： 募集要項・3 業務内容・(1) 業務内容・オ 施設を活用した事業の実施（ウ）事業の実施に当たって、「事業計画を事前に市に提出し承認を得てください。」となっていますが、具体的にいつまでですか。

事 務 局： 年度開始の1か月前までとなっています。

委員 長： どこかに明記していますか。

事務局： 業務仕様書・10 業務実施に係る確認事項・(1) 事業計画書に書いてあります。

委員長： 募集要項・3 業務内容・(1) 業務内容・オ 施設を活用した事業の実施(オ) 自動販売機を設置する場合は、教育委員会の許可が必要です。別途、使用料を徴収します。・(カ) 売店を出店する場合は、教育委員会の許可が必要です。別途、使用料を徴収します。となっていますが使用料は指定管理者が支払うのですか。

事務局： 本来の目的以外での施設利用に当たるため、指定管理者が市に利用料を支払うこととなります。

委員長： 目的外利用料がいくらなのか明記しておけば、応募者の不安が軽減されると思いますので検討いただければと思います。

事務局： 応募者から質問があった場合に個別で対応します。

委員長： 募集施設の監視業務をアルバイトで対応していた実績はありますか。

事務局： 募集施設の屋外プールでは、監視業務をアルバイトで対応しています。

委員長： 従業員数は、アルバイトや非正規も含めているという理解で良いですか。

事務局： お見込みのとおりです。

委員長： 応募者は、従業員数についてアルバイトや非正規を含んだ数になるということを理解しているということで良いですか。

事務局： 従業員の配置につきましては、応募者の経営方針が色濃く出る部分であると考えますので、雇用形態については指示を出すものではないと考えます。

豊田委員： 業務仕様書・11 指定管理者と芦屋市の責任分担の表内の金額が税込みなのか、税抜きなのか明記したほうが良いと思います。

事務局： 修正します。

豊田委員： 業務仕様書・11 指定管理者と芦屋市の責任分担の表内に瑕疵という表現がありますが、一般的な表現なのかという懸念があります。例えば過失という表現の方が良いのではないかと思います。

事務局： 修正します。

藤川委員： 朝日ヶ丘公園有料公園施設は、朝日ヶ丘小学校が体育の授業で使用していると思いますが、いつから、どれぐらい使用するのか仕様書に記載しておいた方が良いと思います。

事務局： 仕様書に前年度の実績を記載します。

委員長： 可能であれば、朝日ヶ丘小学校の利用実績を記載できませんか。

事務局： 実際の利用日数と利用人数については、こちらでは把握しておりませんので記載は難しいです。

委員長： 業務仕様書・2 所在地及び施設の概要・(6) 備品一覧ですが、不明と書かれている物が結構ありますが質問されて直ぐに答えられる状況ですか。

事務局： 市の備品台帳上では不明になっていますが、施設では現物と台帳の突合しており答えることができる状況になっています。

豊田委員： 募集要項・5 応募方法・(3) 現地説明会について、申込期間が多少短いのかなと思います。

事務局： 申込期間をもう少し伸ばすようにします。

委員長： 指摘いただいた点を修正いただきますようお願いいたします。

イ 審査要領・選定基準について

委員長： 次に「審査要領と選定基準」について説明をお願いします。

事務局： 審査要領・選定基準について説明

委員長： 説明は終わりました。ご質問があればお願いします。

豊田委員： 選定基準について、安全対策に重きを置くなど項目ごとに配点のメリハリをつけた方が良いと思いますが。

事務局： 現在の選定基準でいきたいと思えます。

豊田委員： 選定基準・5 運営の取組・(5) B&G財団への取組について、具体的に説明いただけますか。

事務局： 毎年のルーティンワークとして、4月に兵庫県地域海洋センター連絡協議会総会・5月に近畿ブロック地域海洋センター連絡協議会総会・6月にB&G財団兵庫県スポーツ大

会水泳の部・9月にリーダー養成研修会・11月に兵庫県地域海洋センター担当者会兼研修会の参加できるか、B&G財団から色々な事業への参加要請があるので、センター評価に反映される事業については実施しているか、B&G財団が養成するセンターインストラクターの配置が義務付けられているため必要な人数のセンターインストラクターが配置されているかといった部分を評価する項目になります。

藤川委員： 審査要領・3 選定の方法・(1) 第一次選考・ア 提案した額が予定価格を超える法人等とは、提案した指定管理料が予定価格を超えてしまっているということで良いですか。

事務局： お見込みのとおりです。

藤川委員： 指定管理料ではなく、修繕積立金だった場合は選定のルールは設けないということで良いですか。

事務局： 選定基準・6 収支計画・(5) 適正な指定管理料等になっているかの配点で指定管理料が大きいほど配点が低く、修繕積立金が大きいほど配点が高くしています。

藤川委員： 選定基準・5 運営の取組・(4) スポーツ推進計画への取組について、募集要項や仕様書にスポーツ推進実施計画に基づく取り組みに関する項目について記載されていませんので、どこかに記載すべきだと思います。

事務局： 業務仕様書・8 指定管理者が行う事業等に(7) 芦屋市スポーツ推進実施計画に基づいた事業の実施に関することを追加します。

委員長： 審査要領・5 配点について・(2) で、1(1)以外の細目については、5点満点とする。となっていますが、合格点の目安を7点とし、採点を行うものとする。となっているため、0.5点という配点が出る可能性があり、採点しにくく感じます。

事務局： 採点しやすいよう1(1)は20点満点、1(1)以外は10点満点に変更します。

委員長： 審査要領・4 採点の方法・(1) 選定・評価委員5人の審査点数の合計によるものとする。で同点の場合については、「当該応募団体の最高点と最低点を除いた合計点数により指定管理者候補者を選定する。」についての最高点と最低点は何を指しますか。

事務局： 委員5人の採点の最高点と最低点を指します。

委員長： 選定基準・5 運営の取組・(6) 自主事業への取組についてでは、自主事業について「具体的かつ実現可能性が高く、また市民サービス向上に寄与するものか」、「独創性の高い提案がされているか」と記載されていますが、それ以外の項目は「明確に示されているか」、「具体的に示されているか」と記載されていて評価が難しいですね。

事務局： 自主事業は提案倒れを防ぐために「具体的かつ実現可能性が高く、また市民サービス向上に寄与するものか」、「独創性の高い提案がされているか」と記載し、それ以外の項目は他の応募者と差を付けることができる項目になるため「明確に示されているか」、「具体的に示されているか」と記載しています。

委員長： あと、本日欠席されている委員にも質問や意見等がないかご確認いただければと思いますので、よろしくお願いします。

事務局： 承知しました。

委員長： 指摘いただいた点を修正いただきますようお願いいたします。

なお、委員会でご指摘させていただいた内容の確認について、委員長の私に一任いただければと考えます。よろしくお願いします。

(8)次回以降の委員会日程について

委員長： 議題は終了しました。

次に、次回の日程調整及び現地見学について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 第2回は7月10日（月）15時～芦屋市役所南館4階電子会議室、第3回は7月24日（月）15時～芦屋市役所南館4階電子会議室で開催いたします。

また、ご希望される方がいらっしゃる場合、現地見学を7月10日（月）の第2回委員会前の13時30分から開催いたします。

最後に、事業者からの応募締め切り後に事業者との利害関係の有無について委員の皆様にご照会をさせていただきます。利害関係にある場合は公平な審査を行うために委員を交代させていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

(9)閉会

委員長： それでは、以上を持ちまして、本日の委員会は終了いたします。